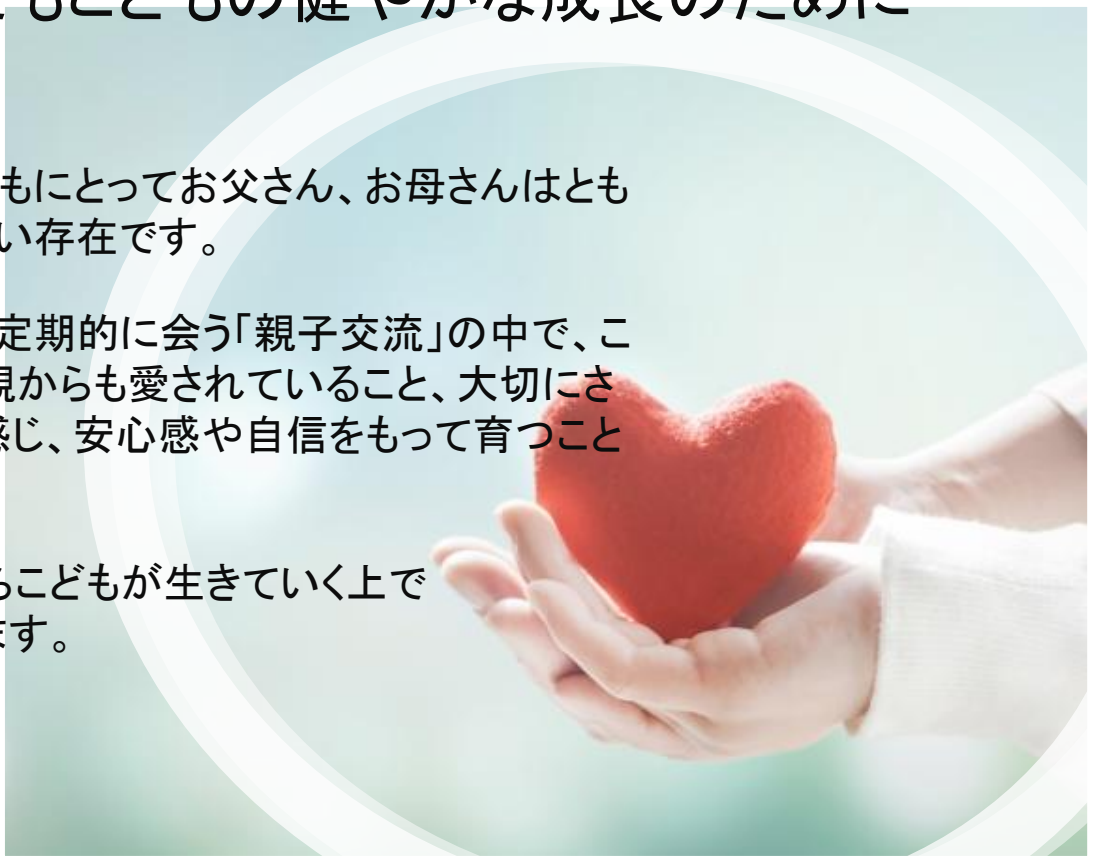
埼玉県親子交流支援を利用してみませんか

～こどものための親子交流～
離婚してもこどもの健やかな成長のために



離婚しても、こどもにとってお父さん、お母さんはともにかけがえのない存在です。

別れて住む親と定期的に会う「親子交流」の中で、こどもはどちらの親からも愛されていること、大切にされていることを感じ、安心感や自信をもって育つことができます。

それは、これからこどもが生きていく上で大きな力となります。

“埼玉県親子交流支援“は、こどものための親子交流に向けて、
お父さん・お母さん・こどもたちを支援します。
経験豊かなアドバイザーが、あなたのご相談に応じます。

◆親子交流の相談
- 親の離婚とこどもの気持ち
- 親子交流の意味って何？
- 親子交流の悩みと進め方

◆親子交流支援
- 連絡調整型-スタッフが交流日時/場所等を調整します
- 受渡し型-スタッフが父母間でお子さんを受渡します
- 付添い型-親子交流にスタッフが付き添います
- オンライン付添い型-Zoom親子交流をスタッフが見守ります
- 傾聴-親子交流に関するお悩みをお聞きしてご相談にのります
- 情報連携支援-こどもの行事情報をスタッフ経由で行います
- 支援期間は、2027年3月末までです

ひとりで悩まず、まずはご相談ください

visit.contact.japan@gmail.com（びじっと）

「埼玉県親子交流支援」は、埼玉県の委託を受け、
一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センターが運営しています。

「埼玉県親子交流支援」ご利用条件

◆親子交流の相談

1. 利用条件：埼玉県内に居住する子の同居親、又はその子の県内外に居住する別居親で、過去に本事業の「親子交流支援」を利用していない者
2. 相談方法：
 メール相談・・・親子交流支援に関する一般的なご質問にお答えします。
 オンライン個別相談・・・親子交流に関する個別の状況をお聞きし、ご相談に応じます。（Zoom20分）
3. 費用：無料
4. 支援までの手続き：こちらからお申込みください。　＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞
 「埼玉県親子交流支援の利用を希望する」にチェックをお願いします。
 ※予算の都合上、受付を停止する場合があります。

◆親子交流支援

1. 利用条件：埼玉県内に居住する子の同居親、又はその子の県内外に居住する別居親で以下の全ての要件を満たす者
 1. こども（18歳到達後の3月末まで）との親子交流を希望する別居親又はこどもと別居親との親子交流を希望する同居親
 2. 親子交流の取り決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること
 3. 過去に本事業の対象となっていない者
 4. 父母に婚姻関係がある又はあった者

2. 支援内容：
 1. 連絡調整型　2. 受渡し型　3. 付添い型　4. オンライン付添い型　5. 傾聴　6. 情報連携支援

3. 費用：無料

4. 利用条件：
 1. 支援期間は、2027年3月末までです。
 2. 最大12回の親子交流支援が受けられます。
 3. 付添い支援の場合、交流時間は3時間までです。
 4. 付添い支援、受渡し支援の場合、受渡し場所は、都内など「関内駅から40km以内の場所」、または埼玉県内です。

5. 支援までの手続き：
 1. こちらからお申し込みください。　＞＞＞＞＞＞＞＞＞＞
 「埼玉県親子交流支援の利用を希望する」にチェックをお願いします。
 2. 事務局からご連絡致しますので、父母双方から以下の文書を提出してください。
 b. 父、母ともに
 - 住所を証明するもの（免許証、健康保険証、住民票、マイナンバーカードの写し）
 - 親子交流の合意を証明する書類（離婚協議書、調停調書、審判書等）
 合意証明書類がない場合はご相談ください。

 b. 同居親のみ
 - こどもの氏名、年齢等を証明するもの（医療証、健康保険証の写し等）
 ※場合により、住民票、戸籍謄本の写しをいただく場合がございます
 3. 利用条件を満たしていることを確認後、受理面談を受けていただきます。支援条件が合意できない場合や支援ルール遵守の意思が確認できない場合は支援を受理できないことがあります。
 4. 「埼玉県親子交流支援申込書」を提出してください。双方の申込書がそろった時点で日程調整開始です。

離婚や別居を検討する時も こどもを第一に考える世の中に！
ひとりで悩まず、まずはご相談ください

埼玉県親子交流支援

045-263-6565（びじっと）　月～木　10-15時(祝日除く)
visit.contact.japan@gmail.com （びじっと）

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町6-86-1関内董友ビル5F行政書士阿部オフィス内